

2006年5月レポート

- 国別:

タイ
マレーシア
シンガポール
フィリピン
インドネシア
ベトナム
インド
レバノン
ウズベキスタン

タイ

2006年5月ニュース

1. 知的財産は経済成長を促進させる
2. 半炊き米特許の異議
3. DVD, VCDの海賊行為悪化
4. 特許法改正にタイ - 米国FTA 交渉の影響なし
5. 検閲が海賊版を増長
6. 商務省が知的財産の犯罪取締りを約束
7. コンケン大学のIPオフィス
8. ワールドカップの模倣品業者、10億パーツ到達日に注目
9. 「ルーシー・ダットン」ヨガの商標取消請求
10. 所管省、法案策定の遅延が海賊行為の横行を許したと認める
11. ワールドカップ放送の著作権

1. 知的財産は経済成長を促進させる

(ネーション、ビジネスセクション、ページ3B、タイ、2006年5月4日付、
ポスト・トゥデイ、ビジネスマーケット・セクション、ページ3B、タイ、2006年5月4日付)

ソムキッド・ジャツリピタック (Somkid Jatusripitak) 商務大臣は、輸出と同様、投資と観光も経済発展に寄与するので、知的財産権の認識向上と促進は、より付加価値の高い製品の開発を刺激する助けとなると述べた。

知的財産局設置の14周年を記念して、商業の促進と人々への啓蒙という同局が果たすべき重要な役割についてソムキッド大臣は述べ、「知財局は、製造部門に付加価値というアイデアを推奨し、同時に人々が知的財産の問題により高い関心を持てるよう手助けするべきだ」と述べた。

ソムキッド大臣は、過去のタイの製造業は、このような考えを受け入れるに十分なほど成長していなかった。彼らは昔ながらの「額に汗して」の成功物語を信じていたと述べた。

しかしながら、現代では、産業界が「頭脳とチャンス」を使い付加価値の高い製品を作り出すことが期待されている。企業は、発明や研究開発、強いブランド力を生み出すことに焦点を合わすべきだとも述べた。

そのために、知財局はより多くの企業が知的財産権の登録をするよう奨励すべきだと大臣は述べ、また、同局は民間セクター、教育機関その他の政府機関ともより緊密に連携し、人々の知的財産への意識を向上させるべきだと指摘した。

そして、知財局がこの目的を達成するため、政府は局の年間予算を昨年度の1億3,000万バーツから1億5,000万バーツ以上に増額することを検討するだろうとしている。

カニソン・ナバナグラハ (Kanissorn Navanugraha) 局長は、同局は商標と著作権の登録制度の改善と、知的財産権侵害の取締りに焦点を当てると述べた。また、今年度中に知的財産を登録する手続き簡略化するため、取引のためのIPセンターの設置が予定されているとも述べた。

一方、知的財産の問題に、一般公衆の関心を高めるキャンペーンも昨日始まった。このプロジェクトは、知的財産局とGMM グラミー、RS プロモーション、マンポン (Mangpong)、マイクロソフト社、映画協会(MPA)を含む幾つかの民間セクターとのジョイントベンチャーからなる。

2. 半炊き米特許の異議

(ポスト・トゥデイ、ビジネスマーケット・セクション、ページ B3、タイ、2006年5月5日付)

特許委員会委員長であるヤンヨン・プアンライ (Yanyong Puangraj) 商務省事務次官は、米の輸出業協会が知財局に「加熱により半炊き米を作る方法」の特許登録の取消しを求めた件につき語った。

ヤンヨン氏は、特許出願人と協会の両者が直接話合って解決するよう望んでいる。特許委員会は規則に則って処理するだろう。

3. DVD, VCD の海賊行為悪化

(ネーション、ビジネスセクション、ページ1B、タイ、2006年5月6日付、

ポスト・トゥデイ、トゥデイズ・ニュース・セクション、ページA2、タイ、2006年5月6日付)

タイ映画協会 (Motion Picture Association (Thailand)) 会長のチエンチャイ・ピンヴィス (Tienchai Pinvises) 氏によれば、タイで販売されているDVDとVCD映画の60%が海賊版であり、これは主に近隣諸国からの違法コピー版の流入のためであるとのことである。

同協会の報告によれば、タイでは、違法に製造販売された映画作品が2004年には約1,100本であったが、昨年は約1,500本となった。ピンヴィス氏は、1日、タイの主要な映画関連企業が東南アジアの知的財産権侵害について話合った会議の席上で述べた。

その会議に参加した米国の大手映画事業者には、コロンビア映画、ディズニー・エンタープライズ、パラマウント映画、トライスター映画、20世紀フォックス、ユニバーサル・スタジオ、ワーナーブラザーズも含まれる。

ピンヴィス氏によれば、タイでのDVDの海賊行為は、違法映画の製造業者が工場を近隣諸国に移してタイに輸出しているため、ますます悪化しているとのことである。タイにはCDの製造を管理するための光ディスク法があるから、現在では、CD製造者の多くは、利便性にもかかわらず捕まる危険性の少ないコンピューターもより利用している。このような変化が違法製造の取締りを困難にしているため、取締官は海賊行為の急速な変化に合わせ、迅速なモニタリン

グを行わねばならないとピンヴィス氏は述べた。

商務省のプリーチャー・ラオハポンチャナ (Preecha Laohapongchana) 副大臣は、ハリウッド映画のVCDとDVDの海賊版の製造は今年 80%減少したが、近隣諸国からの違法製品の流入によりまだ問題が残っていると述べた。

商務省は今年の当初 2 ヶ月で1,656件の知的財産侵害の報告を受け、489,762の商品を押収した。これらの中で1,095 件が著作権の侵害、561件が商標権の侵害事件であった。

4. 特許法改正にタイ - 米国FTA 交渉の影響なし

(ポスト・トゥデイ、ビジネスマーケット・セクション、ページB3、タイ、2006年5月8日付
クルンテープ・トゥラキット、コマーンス・セクション、ページ7、タイ、2006年5月8日付)

DIP のバンヨン・リンプラユーンワン (Banyong Limprayoonwong) 副局長は、特許法の改正が今年度中に予定されていると述べた。

DIPでは改正の指針として、1) 登録手続きを迅速化し、早期にタイに利益を与えること、2) 民間セクターに意見を述べる機会を付与すること、3) 法律をより国際化すること、の3点を挙げている。

この改正作業は、タイ - 米国のFTA交渉の前から始まっており、それゆえ改正法はアメリカの産業界にはメリットが少ないかもしれないが、タイの特許法をより国際的に、そして使いやすいものにするであろう。

5. 検閲が海賊版を増長

(バンコクポスト、ビジネスセクション、ページB3、タイ、2006年5月16日付)

タイ映画協会(MPA)の会長チエンチャイ・ピンヴィス (Tienchai Pinvises) 氏によれば、アメリカの映画産業は、タイでは喫煙と飲酒のシーンが検閲されることが、観客が海賊版のVCDやDVDを買い求める理由の1つだと不満を表した。

「ぼやけた映像が観客をいらつかせ、娯楽のため、検閲を受けてない海賊版のVCDやDVDを購入させている。」。喫煙と飲酒のシーンは、主として映画中の娯楽場面として用いられており、宣伝の目的で使われているわけではないと述べる。

映画評論家でチュラーロンコーン大学の講師でもあるプラウィット・テングーアクソン (Prawit Taeng-aksorn) 氏は、チエンチャイ氏に賛同する。プラウィット氏は、チエンチャイ氏と見解を一にし、特定のVCDやDVD については、映画の検閲ではなく観客に制限を設けるべきだと主張する。年齢によって観客を制限するレーティング制が導入されるべきである。

6. 商務省が知的財産の犯罪取締りを約束

(ポスト・トゥデイ、ビジネスマーケット・セクション、ページB3、タイ、2006年5月18日付
アジア・パシフィック・ニュース・エージェンシー・オーガニゼーション、2006年5月19日付、
タイ・ニュース・サービス、2006年5月19日付)

知的財産権犯罪を担当する取締官は、6月の国王在位60周年に合わせ、海賊行為と模倣品対策の取締り強化について議論するため集まった。暫定政権のプリーチャー・ラオハポンチャナ (Preecha Laohapongchana) 商務副大臣は、警察や他の取締官との会議の後、政府は知的財産の盗用を防止し抑制する任務により多くの人材を当てると述べた。

百貨店所有者も、偽造商品対策の手法を学ぶために、同会議に参加したとプリーチャ氏は述

べた。「この度の王室行事には、世界中の指導者がタイを訪れる。我々が知的財産権の侵害事件対策を怠っていないということを示す良い機会だ」と彼は述べた。

政府は、警察の担当官の理解度を深めるため、幹部職員に対する関連法のエンフォースメントのトレーニングを企画する。「我々がどれだけうまくできるかではなく、問題解決のため、どれだけ民間セクターと協力できるかにかかっている」とプリーチャ氏は述べた。最近、米国の映画産業は、タイが侵害者の制圧を行っていることを称賛している。

商務省と特別捜査局 (Department of Special Investigation) とバンコク都庁は、海賊行為取締りの覚書に署名した。

7. コンケン大学のIPオフィス

(クルンテープ・トラキット、*経済欄*、31ページ、*タイ*、2006年5月18日付)

コンケン大学のリサーチ部門副部長のピシット・チャロンスジャイ (Pisit Charoensudjai) 助教授は、知的財産に関係したすべての仕事は重要であると述べる。そこで、大学では知的財産局と協同でIP事務所を設置し、講師や研究者に自分たちの研究成果を登録することの重要性を理解させようとしている。IP事務所はDIPにも協力する。

8. ワールドカップの模倣品業者、10億パーツ到達日に注目

(*ネーション*、*ビジネス・セクション*、ページ1B、*タイ*、2006年5月23日付)

サッカー関連製品の正規の販売業者は、ワールドカップフィーバーは模倣商品の需要を増加させ、偽物ウエアーの販売額が1ヶ月に及ぶトーナメントの終了前に10億パーツに届く可能性もあると予想している。

英国のスポーツウエアーの会社アンブロ(Umbro)の正規の取扱業者であり、指定製品の製造業者であるワイズ・ウィナー株式会社 (Wise Winner Co Ltd) のポンティップ・ワタナポンモンコン (Porntip Wattanapholmongkol) 社長は、サッカー熱が盛り上がりれば上がるほど、偽物のスポーツウエアーの会社は多くの売上げを狙っていると言う。

ポンティップ氏は、多くの模倣品業者はデザインを緻密にコピーし、繊維も本物に似せることができる。しかしそれらは正規商品ではなく間接経費を必要としないため、はるかに安く販売できると語る。

ナショナルチーム名入りの正規のT-シャツは2,790Bするが、偽物は200Bから400Bで販売されている。だから正規商品にこだわらない消費者はより安い商品を選択すると、同氏は語る。

海賊行為を減少させる試みとして、多くの国際的スポーツウエアー会社はタイに代表を送り込んできた。タイは中国と香港に並ぶ世界の模倣品のハブとなっているためだ。

ポンティップ氏は、自身の会社ではアンブロ製品の模倣品を防ぐため、工場からの出荷の際に厳重な在庫管理を行っていると述べた。加えて、同社では模倣品とは違う他の選択肢として低価格商品を提供している。それは高品質で知られるアンブロの特徴を保ちつつ、295パーツから790パーツで販売される厳選されたT-シャツだと同氏は述べた。

9. 「ルーシー・ダットン」ヨガの商標取消請求

(*ポスト・トゥデイ*、*プライムニュース・セクション*、ページA1、*タイ*、2006年5月26日付、*バンコクポスト*、*プライムニュース・セクション*、ページ1、*タイ*、2006年5月27日付、*ネーション*、*プライムニュース・セクション*、ページ1A&2A、*タイ*、2006年5月27日付、*ポスト・トゥデイ*、*プライムニュース・セクション*、ページ1A、*タイ*、2006年5月27日付、

クルンテープトラキット、*経済・産業欄*、ページ5、タイ、2006年5月27日付、
マチチョン、ページ1&12、タイ、2006年5月27日付、
カオ・ソッド新聞、ページ1&14&15、タイ、2006年5月27日付、
タイ・ラット新聞、ページ8&9、タイ、2006年5月27日付、

アジア・パシフィック・ニュースエージェンシー・オーガニゼーション、2006年5月27日付、
ポスト・トゥデイ、トゥデイズ・ニュース・セクション、ページA12、タイ、2006年5月28日付、
ポスト・トゥデイ、社説、ページA4、タイ、2006年5月28日付)

保健省のアヌティン・チャンウェラクン (Anutin Chanweerakul) 副大臣は、在日のタイ人から「ルーシー・ダットン」 ("Rusie Dutton") の名で日本人男性が商標の登録を受けたという報告を受けた。後日、知的財産局は、日本の特許庁(JPO)がヨガの経営者であるフルヤマサキ氏から出願された、タイの伝統的な体操の型に2つの商標登録を2月と3月に認めたことを知った。これにより、フルヤマ氏は「ルーシー・ダットン」という言葉と型を商業目的に利用し、メディアで宣伝し、日本でタイのヨガ教室のロゴとして使うことを認められた。

「ルーシー・ダットン」 ("仙人のひねり技") と呼ばれる身体の姿勢を基にしたタイの体操は、ラーマー世の時代に遡る。

2006年5月26日に知的財産局は、今年度の初めに日本人のビジネスマンに付与されたタイの伝統的な「仙人」ヨガの姿勢である「ルーシー・ダットン」の商標を取り消すよう東京に求めた。日本の特許法では、商標登録から60日以内であればだれでも異議を申し立てることができるからである。

「2006年5月29日月曜日が最初の商標に対する異議申立て文書の締切日で、6月17日が2番目の商標に対する締切日だ。我々はまだ商標登録に反対する時間がある。」と、知的財産局のカニソン・ナバヌグラハ (Kanissorn Navanugraha) 局長は語った。

知的財産局では、日本の特許庁に正式な異議申立てを提出し、日本の法律事務所に事件を依頼した。カニソン局長は、タイの伝統的な体操である「ルーシー・ダットン」の商標登録は、広く知られた商品やサービスに何らの新規性も加えずに登録を受けることを禁じた国際的及び日本の知的財産法に抵触していると述べた。

また、タイの異議申立てが成立しない場合は、5年以内に日本の知的財産裁判所に審理の請求をすることができる。

カニソン局長は、知的財産局は別の日本人ビジネスマン、コミヤコウジ氏から出願されている「ルーシー・ダットン」の商標出願への異議申立ても提出したと述べた。彼はタイの伝統的な体操をコスメティックとヨガスクールのビジネスに利用しようと考えている。

タイの伝統・代替医療局のペンナパ・サブチャローン (Pennapa Subcharoen) 副局長は、108の「仙人」のヨガの姿勢は、タイの代替医療の治療に属することを証明する強力な証拠があると述べた。それらの証拠とは、ワット・ポーの「ルーシー・ダットン」像、詩、絵画、伝統医療の中に見られるこのヨガの情報ことである。

一方、ワット・ポー・タイ伝統医療学校 (Wat Po Thai Traditional Medical School) のプリーダ・タントロンチット (Preeda Tangtrongchit) トレーナーによれば、フルヤマ氏はこの学校でタイマッサージのトレーニングコースを受講していた。プリーダ氏は、同校は決してフルヤマ氏が日本でルーシー・ダットンの商標登録をすることを認めてはいないと、フルヤマ氏が彼と一緒に移っている写真を示しながら述べた。

遺伝子工学とバイオテクノロジーのナショナル・センターの法務担当のタニット・チャンタワーン (Tanit Changtawarn) 博士は、DIPが主導するすべての関連官庁は昔からの土着の知恵

を守るための法律を立案中で、まもなく公表されると述べた。

タイ発明協会の会長のイエンチャイ・ラオハバニッチ (Yenchai Laohavanich) 氏は、世界の53カ国に派遣されている商務官は、他の仕事よりも国家的財産を守るべきであると述べた。政府はまたIP問題への予算を増額すべきであるし、タイは著作権の問題をクリアにするため、国際会議を開催すべきだとも述べた。

10. 所管省、法案策定の遅延が海賊行為の横行を許したと認める

(バンコクポスト、国内ニュース欄、4ページ、タイ、2006年5月30日付)

伝統的・代替医療開発局 (The Department of Traditional and Alternative Medicine Development) は伝統的医療の知識を保護する法案作成の遅れが、外国人により伝統的知識を「模倣」される原因の1つであると認めた。

タイの「仙人」ヨガの姿勢である「ルーシー・ダットン」を含む伝統的医療法の知識は、法案がより早く施行されていたなら「盗用」はされなかっただろうと、ペンナパ・サブチャローン (Pennapa Subcharoen) 同局副局長は述べた。

ペンナパ氏のコメントは、日本の特許庁が今年の2月と3月にヨガスクールの経営者フルヤマサキ氏によって出願されたタイの伝統的な体操の型に商標登録を付与したことが報告された後だ。

また、「我が局では、3年前に法案の作成がスタートし、本年初頭から施行させるはずだった。ところが幾つかの条項をめくり、法案起草者と伝統医療の実践者との間で激しい論争が起こり、予定より遅れてしまった」と述べた。

ペンナパ氏は、新法により将来的にタイの伝統的医療の処方箋を商標登録することを禁止することができるだろうと語った。すべての伝統的医療の処方箋と秘伝と実践法が法案の中にリストアップされる。この保護リストに上げられた項目は、特許や商標の登録が禁止される。

法はまた、外国人による商業目的のための薬草の密輸を防ぐため、タイハーブの外国への輸出に制限を加える。

ペンナパ氏は、「タイの伝統的知識」に対して多くの先進国で特許が与えられている。例えば、タイ政府が全く関知しないまま、米国でヌアット・タイ (タイ・マッサージ) が認められたと述べた。

11. ワールドカップ放送の著作権

(ポスト・トゥデイ、トゥデイズ・ニュース・セクション、ページA2、タイ、2006年5月30日付、
ネーション、タイ、2006年5月30日付)

知的財産局は、今週、今年のワールドカップの独占放送権者であるドサパック・コミュニケーション・エージェンシー (DhosPaak Communications Agency) と、契約には再放映権も含まれるか話し合いをもつ。

知的財産局のカニソン・ナバナグラハ (Kanissorn Navanugraha) 局長は、この話し合いにより、レストランや他の商業施設が敷地内で知的財産権の侵害なしにサッカーの試合を放映できるかを知ることができる、と述べた。もし、ドサパックの契約が再放映権もカバーするものなら、各事業者が敷地内での観戦放映をするには事前許可が必要となる。

マレーシア

2006年5月ニュース

1. レイドで92,000米ドル相当の海賊版ソフトを押収
2. 物売り、客を間違える
3. マレーシア政府、知的財産保護に強力なスタンスを示す
4. マレーシア、米国との通商交渉以前に海賊行為取締りの裁判所を設置

1. レイドで92,000米ドル相当の海賊版ソフトを押収

(アソシエイティッド・プレス・ニュースワイヤー、2006年5月3日付)

マレーシア当局は、最近の著作権違反の取締りで、5つの会社から少なくとも332,000 リンギット (92,000米ドル、73,000ユーロ) の違法ソフトを押収したと、担当官が述べた。

国内取引省 (Domestic Trade Ministry) のエンフォースメントの担当官らは、3月27日から5月2日の間、クアラルンプール郊外の事務所へのレイド捜査でそれらのソフトを押収したと、同省の知的財産保護ユニットの長、イस्कンダー・ハリム・スライマン (Iskandar Halim Sulaiman) 氏が述べた。

31台のコンピューターと211枚の違法ソフトのコピーが3つの事務所から押収され、会社の担当者は、調査の途中で起訴されるだろうとイस्कンダー氏は述べている。

マレーシアの著作権法によれば、会社の責任者は5年以内の懲役と、彼らが所有した違法ソフトごとに20,000 リンギット (5,000米ドル、4,500ユーロ) の罰金に科せられる。

先に政府の担当者は、3月に2,000人以上の捜査官が国際的な海賊行為の監視団体であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス (Business Software Alliance) の助けを借り、国中の事業所で違法なソフトの使用がないかの監視を始めると発表した。BSAによれば、最新の統計である2004年において、マレーシアの民間企業で使用されたソフトの約61%は不正品であり、マレーシアのソフト産業はその年だけで、海賊版により5億900万リンギット (1億3,400万米ドル、1億1,300万ユーロ) の損害を被ったと報告している。

2. 物売り、客を間違える

(バンコクポスト、国際ニュース欄、4ページ、タイ、2006年5月9日付、

ネーション、リージョナル・ニュース・セクション、ページ6A、タイ、2006年5月9日付、

ポスト・トゥデイ、国際経済セクション、ページA12、タイ、2006年5月9日付)

マレーシアの物売りが、ハリウッド映画ブロックバスターズのDVDの海賊版を大臣に売ろうとして逮捕された。

先週、この男はクアラルンプール郊外のバンサー (Bangsar) で酒を飲んでいて国内取引省のシャフィー・アブダル (Shafie Apdal) 大臣にそれとは知らずに近づき、最新の様々な映画の商品を見せた。シャフィー大臣は、物売りには身分を語らず捜査官を呼び出し、密かに男の後をつきさせアジクを搜索させた。同省のエンフォースメント副長官アブダル・マディ・ワハブ (Abdul Madi Wahab) 氏が説明した。

また、捜査官はこの男を近くの店で捕らえ、「アイス・エイジ2」や「ミッション・インポシブル3」などの新作の海賊版7,000枚を彼の車から押収したとアブダル・マディ氏は述べた。

逮捕された男によれば、「シャフィー大臣とは気づかず、他の客と同じように近づいていった」とのことである。

3. マレーシア政府、知的財産保護に強力なスタンスを示す

(*バーナム・デイリー・マレーシアン・ニュース*、2006年5月9日付)

マレーシア政府は、知的財産(IPR)保護に強力なスタンスをとっていると、ダツック・セリ・ラフィダ・アジズ (Datuk Seri Rafidah Aziz) 通商産業大臣は述べた。

それゆえアメリカのビジネス界では、マレーシア政府が知的創作物や発明技術を保護すると確信したとラフィダ氏は述べた。マレーシアの現行の知的財産権の法制や規則は国際水準と一致し、国内外の発明家を保護していると大臣は述べている。

知的財産保護のための現行法制とは、1983年特許法、1986年特許規則、1976年商標法、1997年商標規則、1996年工業意匠法、1997年工業意匠規則、1967年著作権法、2000年回路デザイン・集積回路法である。

4. マレーシア、米国との通商交渉以前に海賊行為取締りの裁判所を設置

(*アジェンス・フランセ・プレス*、2006年5月23日付)

米国との通商交渉に触発され、マレーシアは著作権と商標の侵害の告発対応の特別裁判所を設置すると、担当官は述べた。

米国は今年初め、マレーシアは来月から始まる米国との自由貿易交渉の前に、海賊行為と戦い、知的財産権を擁護するため「さらに多くのこと」をやらなくてはいけないと述べた。

国内取引・消費者行政省 (Domestic Trade and Consumer Affairs Ministry) のシャフィー・アブダル (Shafie Apdal) 大臣は、来年知的財産権裁判所を設置しようとする動きはマレーシアの海賊行為や模倣品行為を減らそうとする動きと軌を一にしていると述べた。

また大臣は、政府は著作権や商標の侵害に関わる法の刷新を続け、検察官が法の変化に追いついていくよう力を注ぐと述べた。

「特にデジタル情報システムやインターネットに関連した技術的進歩は、既に犯罪の性格や手口を変えてしまった。」とバナム・ニュース・エージェンシー (Bernama news agency) がシャフィー大臣の言葉を伝えている。

海賊版ディスク販売業者の定期的な捜索にもかかわらず、マレーシアでは大きなショッピングモールでさえ違法コピーが簡単に入手できるし、違反者の訴追は遅々としている。

ワシントンは、FTA交渉の締結に大胆なタイムテーブルを設定し、今年度末までに交渉を終えるよう望んでいる。プッシュ政権は2007年7月1日までにこの件の議会通過を目指さねばならない。その日は、政府によるイエスカノーかの採決のみで協定を可決できる特別な権限が切れる日だからである。

シンガポール

2006年5月ニュース

シンガポールのソフトの海賊行為減少へ

(ビジネス・タイムズ、シンガポール、2006年5月24日付)

アジア太平洋地域のソフトの海賊版比率の上昇にもかかわらず、当地での不正プログラムの使用比率はここ何年かで最低のレベルまで落ち込んだ。

主要な技術系企業がサポートしている、不正取引の抑止団体であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)が発表した報告によれば、昨年、国内のPCにインストールされたソフトの不正率は40%だった。これは2004年に比べ2%のダウンで、シンガポールは初めて海賊版比率の低い世界のトップ20カ国の仲間入りをした。

この結果は、BSAの年次調査の一環で、IDCというマーケットリサーチ会社に調査させたものである。今年は3年目にあたり、世界97カ国で消費者と事業者の海賊版の比率を調査している。

シンガポールの海賊版ソフトの使用比率は2003年に調査が導入された年は43%だったものが、翌年には42%に下がった。BSAの推計によれば、ソフトの海賊版による地元の技術産業に与えた損失は2005年にはおおよそ8,600万米ドルで、前年の9,600万米ドルから下がっている。

より強力な著作権法の導入や、当局による一層厳格なエンフォースメント対策及び一般への啓蒙、この3つがソフトの海賊行為を確実に減少させるキーファクターであると、BSAの副会長でアジア地域部長であるジェフリー・ハーディ(Jeffrey Hardee)氏は述べた。「前進あるのみ。シンガポールはさらに減らせる。」と同氏は言う。

調査によれば、地域的にみると、アジア太平洋地域全体の海賊版の比率は1%上昇して、2005年には54%となった。これは、中国やインドのようなPCの巨大市場のコンピューターの販売が伸び、これが海賊版比率増加の主な要因となったと分析されている。

世界的には、ソフトの海賊版比率は調査対象の97カ国のうち51カ国で下がり、増加したのは19カ国のみである。他の市場では率の変化はなかった。

前年より改善されてはいるものの、ベトナムは海賊版比率が最も高く90%であり、米国は最も低く21%である。

フィリピン

2006年5月ニュース

1. 米国、アセアン全域での模倣品対決に援助を申し出
2. 密輸された偽造品を保管する26の倉庫を捜索
3. 海賊版ソフト、パシグ (Pasig) 市で押収
4. ダバオに知的財産庁支所設置予定
5. フィリピンのソフトウェア侵害率、2005年71%に留まる

1. 米国、アセアン全域での模倣品対決に援助を申し出

(ビジネスワールド、2006年5月1日付、マニラ・ブルティン、2006年5月17日付)

米国政府は、フィリピンと他のアセアン諸国 (Association of Southeast Asian Nations) に対し、国境を越えた模倣品の流れを食い止めるための助力をすると申し出た。

フィリピン知的財産庁(IP Philippines)のアドリアン・S・クリストバル・ジュニア (Adrian S. Cristobal Jr.) 長官は記者会見で、米国の在フィリピン大使クリスティ・ケニー (Kristie Kenney) 氏が知的財産権の保護に関わる政府機関の技術能力を高めるための援助を申し出たと発表した。

「我々はケニー米国大使と有意義な会談を持った。ケニー大使から米国とフィリピンがIP保護を強化するためより緊密な協力を提案された。」とクリストバル長官は述べた。「米国大使は技術的援助又はトレーニングの提供がUSAIDを通してできるかもしれないと述べた。」「米国政府は、中国や他のアセアン諸国と交わしたIP保護を強化するための相互協力条約を深めるための「計画」に協力的だ」と同長官は付け加えた。

先に、クリストバル長官は、政府は中国、マレーシア、タイを含む他のアジア諸国と国境の監視強化と模倣品の流れを断ち切るための相互交渉を進めることに熱心だと述べている。

IPフィリピンは、米国通商代表部 (USTR) の知的財産権侵害国リストでフィリピンの位置付けは改善したものの、他のアジア市場から依然としてフィリピンに流れ込む模倣品にUSTRは懸念を表明していると述べた。IPフィリピンでは、国内で販売される模倣品の85%近くは国外から入ってきた物と推定している。IPフィリピンは、USTRのIP侵害国リストから2年以内の脱却を目指している。

これより前にフィリピンは、マレーシア、インドネシア、韓国、台湾とともに優先監視リストから抜け出ている。通常の監視リスト国に格上げされたことにより、フィリピンに対する一般特惠関税制度 (Generalized Systems of Preference) のもとでの特権を停止されるなどの貿易制裁の脅威が払拭された。この一般特惠関税制度により、フィリピンの輸出品の一部は米国の関税が無税になっている。

2. 密輸された偽造品を保管する26の倉庫を捜索

(マニラ・タイムズ、2006年5月5日付)

税関局、刑事捜査探知グループ(CIDG)、フィリピン警察特別機動部隊(PBNP-SAF) からなる合同チームが、マニラ市のトンドにある26の倉庫を捜索し、何億ペソにも相当する密造された模倣品を押収した。

裁判所からの捜査令状を手にした反密輸部隊 (Task Force on Antismuggling) 長であるナポレオン・モラレス (Napoleon Morales) 税関長代理は、マニラ市トンドのアントニオ・リベラ通り1613にある大きな敷地内の捜索の指揮をとった。

倉庫の中で発見されたのは違法に輸入された商品で、ブランド名を偽造したラコステのシャツ、ナイキのシューズ、ブランド名の入ったベルトや財布などである。

法により、関税局は「捜査権」(visitorial power)が与えられており、税関を通過した後でも輸入品に対して税の支払い証明書の提示を請求できる、とモラレス氏は説明した。

モラレス氏は、今後捜査が進められ、ブローカーや輸入業者、商品の税関通過を許した税関職員への処分が行われると述べた。

今回の捜査は、モラレス氏が税関長の職責に着いてから2度目である。3月には168のショッピングモールが捜査を受け、税関はモール内の2,000以上の店舗所有者から2億ペソ以上の追加関税と税金を徴収した。

3. 海賊版ソフト、パシグ (Pasig) 市で押収

(フィリピン・デイリー・インクアイアラー、2006年5月15日付)

ほぼ2,000万ペソ相当の不正なコンピューターソフトが、国家捜査局 (National Bureau of Investigation) の同時捜査により、パシグ市の2つのデザイン会社から押収された。

NBIの知的財産権部門のチーフ、ジョセ・ジャスト・ヤップ (Jose Justo Yap) 氏は、オートキャド (Autocad) プログラムの製作会社であるオートデスク社 (Autodesk Inc) が、NBIに問題の会社の不正ソフト使用を告発したと説明している。

NBI本部では、マニラ地方裁判所 (Manila Regional Trial Court) のアントニオ・ユーゲニオ・ジュニア (Antonio Eugenio Jr) 判事から、アンテル・グローバル・センター3、ユニット2004に所在するビヨンド・スペース・グループ社 (Beyond Space Group Inc)、及び同ビルディングのユニット2401及び2404に所在するワン・ゾーン・アジア (フィリピン) 社 (One Zone Asia (Philippines) Inc) を捜索するための令状を取得している。

NBIの捜査官、ジョセフ・ファリング (Joseph Furing) は、捜査により76枚の不正オートキャドソフト、時価1,990万ペソ相当を使った46台のPCを押収したと報告した。また、同氏によれば、ビヨンド・スペースは機械及び電機のデザインに関わっており、ワン・ゾーン・アジアは技術的デザインに従事している。両社とも共和国法第8923号即ち知的財産法の第217条に関連して第177条1違反だと付け加えた。

4. ダバオに知的財産庁支所設置予定

(ビジネスワールド、2006年5月22日付)

政府の知的財産庁の地方支所が、年内にダバオ市に設置される模様である。

知的財産庁のアドリアン・クリストバル (Adrian Cristobal) 長官は、この支所は地元の考案や創造物、特にミンダナオの発明家や研究者を保護することになるだろうと述べた。この決定は、ダバオ市議会のピーター・ラビナ (Peter Lavina) 議員により議会に決議案が提出されて実現した。

「知的財産は形のない財産であり、繋ぎとめておかれるべきものだ。そのために地方に支所を設置することを決定した。事務所は通商産業局の地域事務所の中に置かれる。」とクリストバル長官は述べた。

知的財産局は、共和国法第8923号、すなわちフィリピン知的財産法により1997年に設立され、この法は著作権及び著作隣接権、商標、サービスマーク、工業意匠、特許、集積回路の回路配置及び営業秘密を保護する政策執行のために策定された。通商産業局地域事務所のマーリーM・クラッズ (Merly M. Cruz) 所長は、これより以前にミンダナオの発明家、芸術家その他の人に自分たちの作品を保護するため政府に登録するよう勧めた。

地元の裁判所に係争中の事件には、地元のアウトレット業者が多国籍ブランドのラベルをつけた

模倣品を流通させたという事件も含まれていると業者は述べた。同市は安い日用品の大規模市場であり、商品の一部は近隣諸国から持ち込まれた偽造品である。

5. フィリピンのソフトウェア侵害率、2005年71%に留まる

(INQ7.net, 2006年5月23日付)

フィリピンのパッケージソフトウェア産業は、2005年に海賊行為で7,600万ドルを失ったが、海賊版比率は71%のままだったと、インターナショナル・データ・コーポレーション (IDC) とビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)が行った最近の国際的調査で明らかになった。

同調査によれば、海賊版比率は71%だが、ソフトウェアの海賊行為による損害は6,900万ドルに達すると伝えている。

コンサルティングやリサーチ機関であるIDCのウォーター・リー (Walter Lee) 副会長は、海賊版の比率に変更はなかったものの、2005年にはコンピューターの船積分が増加したため損害額が増加したと述べている。

BSA アジア・パシフィックの地域統括者のジェフリー・ハーディ (Jeffrey Hardee) 副会長は、フィリピンでは海賊版比率を下げるため、政府のエンフォースメントと啓蒙の努力をさらに向上させることが必要だと述べた。また、ハーディ副会長は、政府と民間セクターが協力したフィリピンの海賊行為取締りチームは、ソフトの海賊版取締りのエンフォースメントを行い、昨年、少なくとも29ヶ所のエンドユーザーと仲介業者の捜索を行ったと、マニラでの地元のメディアとのテレビ電話会議で述べた。

ハーディ副会長は、これまでの調査研究で、海賊版ソフトの比率を下げることで国の国内総生産を増加させ、経済全体の進歩に貢献することが明らかになっていると強調した。

BSAのフィリピン委員会のフィー・チョン・グ (Hwee-Chong Ng) 委員長は、フィリピンの海賊版比率が71%というのはソフトウェアの海賊行為が依然として国内、特に企業のエンドユーザーの間で深刻な問題であることを示していると述べた。

この調査は、BSAとIDCが様々なソフトウェアの海賊版比率について世界規模で行う年次調査の一環である。調査によると、全世界でのソフトウェアの海賊版比率は、35%のまま変わらなかったとハーディ副会長は述べた。

インドネシア

2006年5月ニュース

1. 著作権の侵害率高く、インドネシアが優先監視国リストに入る
2. BSA、インドネシアの20の会社で不正ソフト使用の有無を探る
3. ソフトウェアのオプションのないことが海賊行為を助長
4. USTR、8月にインドネシアの格付け再評価

1. 著作権の侵害率高く、インドネシアが優先監視国リストに入る (*ビジネス・インドネシア、2006年5月2日付*)

インドネシアは、米国通商代表部(USTR)より再び優先監視国リストに加えられた。これはUSTRが、インドネシアが知的財産権保護のためのエンフォースメントが依然不十分と判断したためだ。しかしながら、USTRは知的財産権関連問題での改善点を考慮する周期外レビュー(Out-of-Cycle Review)をまた行うかもしれない。インドネシアは、連続5年優先監視国リストに入れられており、東南アジアで唯一のリスト掲載国である。

米国は、インドネシアが海賊版製品の流通を減らすために法を効果的に運用し、海賊版の没収や光ディスク(CD, VCD, DVD) 関連施設への侵入捜査などを執行することを望んでいる。また、USTRは、インドネシア政府が知的財産権の侵害者を拘束し、投獄させるよう圧力をかけている。一方でUSTRは、昨年インドネシアが知的財産権問題で著しい改善を見せたことも認めている。

2. BSA、インドネシアの20の会社で不正ソフト使用の有無を探る (*アジア・パルス、2006年5月15日付*)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)は20の民間会社を調査しているが、その中には国内で営業する外国企業で不正ソフト製品を使用している疑いのある会社も含まれる。

それらは大企業で、幾つかはコンサルティングや建築など様々なビジネス分野で活躍している多国籍企業である、とBSAの反海賊対策部長のタルン・ソーニー(Tarun Sawney)氏は述べた。

ソーニー氏は、BSAはソフトを不正使用している会社300件の通報を受け、その中には今年分の64件も含まれると述べた。

また、ソーニー氏は、BSAは警察と協力して次の3~4ヶ月の間に20の会社の捜査を行うと述べ、インドネシアの法廷がソフトの侵害者に対して、地方裁判所で懲役1年とした有罪判決を控訴審が3年の刑に延ばした厳格な対応を賞賛した。

3. ソフトウェアのオプションのないことが海賊行為を助長 (*ジャカルタ・ポスト、インドネシア、2006年5月26日付*)

インドネシアン・テレマティック・ソフトウェア協会(Indonesian Telematic Software Association)のジャロット・スビアントロ(Djarot Subiantoro)会長は、24日、代替用正規ソフトウェアの不足もインドネシアでソフトウェア海賊版比率が高い要因になっていると述べた。

「海賊版ソフト製品のほとんどは大規模市場のために製造され、誰でも利用できる。」と彼は述べ、加えて、小売市場のために製品を開発しているのは10%のソフトウェア会社にすぎず、他の90%は企業や団体のための製品開発に焦点を絞っていると語った。

「このことは、一般のPCユーザーが正規のソフトを手に入れようとしても市場に既に出回っている

海賊版製品しか手に入りにくいという意味だ。」と、2006年インドネシア・ソフト・デザイン・コンテストのイマージン・カップ (Imagine Cup) の受賞者発表式に出席した後で述べた。

政府は反海賊法Antipiracy Law (No. 19 of 2002) を制定し、海賊版ソフトの販売業者の搜索を始めたが、消費者のために十分な正規ソフトウェアがない限り、海賊行為の撲滅には効果的ではないだろうとジャロット氏は述べている。

それゆえ、人々は価格も安い海賊版を好んできたし、その結果、海賊版ソフトウェアの高い需要維持を引き起こしている。

4. USTR、8月にインドネシアの格付け再評価 (*ビジネス・インドネシア*、2006年5月30日付)

米国通商代表部(USTR)は、今年8月にインドネシアの知的著作権保護 (Intellectual Copyright Protection) の周期外レビュー (out-of-cycle review) を行う予定である。

USTR が周期外レビュー (OCR) を行う理由は、インドネシアのエンフォースメントが非常に改善され、特に著作権の分野でそれが見られたためである。

法務人権省(Department of Justice and Human Rights) 知的財産庁のアブダル・バリ・アゼッド(Abdul Bari Azed) 長官は、USTRからのアクション・プランを受領したところだと発表した。そこには、現在の優先監視国リストからの改善策が提案されている。

アクションプランの提案は、インドネシア政府とともにじっくり検討したい、とバリ長官は昨日ビジネス社に伝えた。「このアクションプランは、USTR が8月にOCR を行う際の検討材料となるだろう。」とも述べた。

アクションプランでは、USTRは光ディスク模倣品製造工場の登録とモールや小売商から不正な海賊版VCD、DVD、CD一掃の努力を続行することを期待している、とバリ氏は付け加えた。

USTRは、あわせてインドネシア政府も著作権関連のすべての違法品を除去するよう求め、加えて、違法な海賊版の光ディスク製品の一掃についてのフォローアップの結果も求めている。「USTRは事件の処理と裁判経過を知りたいと望んでいる」と、バリ長官は内容を明らかにした。

同長官はOCRによりインドネシアが優先監視国リストから除外されることに楽観的である。なぜなら政府が著作権侵害に対して目覚しい改善努力を行ってきたからだ。「政府は企業の「知的著作権」に法的保護を与えることを約束してきたから」と長官は確信する。

ベトナム

2006年5月ニュース

1. 競争法と知財法の重複
2. WTOがベトナムの改革力に期待
3. ベトナムのソフトウェア海賊比率が最高に
4. ソフトウェアメーカーを混乱させた知的財産法

1. 競争法と知財法の重複

(タイ・ニュース・サービス、2006年5月12日付)

2004年、競争にかかる法律を制定するに際して、ベトナムは、国際経済へ組み入れられる決定のみならず、ビジネスの運用における法的利益を保護する必要性に向けた国の態度を表明した。新法は、はじめて不正競争、手続きおよびそれらに対する制裁を特定した特別法とした。

その法律では、組織やピラミッド構造によって行われる虚偽の宣伝、談合や価格決定のようなものを不正競争行為とした。同時に、法が予測していない他の不正競争行為についても、特定する基準を置いた。

特に、競争法の第3条第4項によれば、発生する不正競争行為は次のように定義づけられている。()ビジネスの過程で起こる行為で、()貿易モラルの通常の標準に反して、()国、他の企業や顧客の利益を損なったり損なう恐れがあり、()競争上の有利を得ようと意図するものであること。

しかしながら、実務問題として、権限を有する当局は、他社の取引名を違法に使用したり、ある品物の起源場所の虚偽表示のような不正競争行為と考えられる特別の行為を特定するために、これらの基準を適用することに依然として恐れを持っている。法的基準を適用するためのより詳細な事項を提供する指針となる文書や規則はいまだにない。

よって、競争にかかる法律が制定された後の2年間は、その適用が実効的でなく、法律違反を継続している国家、企業、消費者の利益も許容されてきており、権威当局によって競争にかかる法は適用されてこなかった。

知的財産の分野においては、違反が定常的に増加して発生し、与えるべき制裁に関する規則は、不明確で重複している。

競争にかかる2004年法及びその施行規則である2005年9月30日付政令No.120/2005/ND-CPIは、知的財産を含む不正競争防止行為を制限しており、一方で、営業秘密、原産地の地理的表示や商標を含む工業所有権保護の2000年10月3日付政令No.54/2000は、知的財産分野での行政処分として1999年3月の政令No.12/1999を適用して有効性を継続している。

この分野での法の重複は、工業所有権、取引名やその類への侵害ケースを取り扱う場合に当局および企業に疑問を投げかける。

2. WTOがベトナムの変革力に期待

(南チャイナ・モーニングポスト、2006年5月16日付)

ベトナムは、現在、アメリカとの貿易関係を正常化させるための基本的な協定に続いて、世界貿易機関加盟への道を着実に歩んでいる。この国際的な貿易体制への進展は、本年末には実現するであろう。貧困の減少という証明可能な手段ではないが、この体制を歓迎することで、多くのベトナム

ム人民の生活をすでに変化させる動きとなっている。

ベトナム人民は、ベトナムがWTOメンバーシップを取得するため採用しなければならない一連の広範囲な改革により、徐々に恩恵を受けてきている。すでに通過あるいは改正された法律や条令は、国際条約、企業、付加価値税、消費税、外貨交換や投資にかかる事項が含まれている。旅行、鉄道、知的財産、教育、薬品サービス、輸出入にかかる義務や民法典の分野でも新法が通過した。

今月及び来月に期待されていることは、セキュリティ、弁護士、行政事件の和解、標準化、判決の効果にかかる法律や条令であるとベトナムでは言われている。続いて来る月々には、債務にかかる法が承認されなければならない。最終段階として、ベトナムの貿易体制全体を世界基準に合わせる為の多国間契約を取り交わすことである。

手ごわいリストであるが、8,300万人の共産国がWTOメンバーになる上で必須のことである。アメリカは、未だ二国間協定が完了していない最後の主要貿易相手国である。期待通り来月調印されれば、将来への道には問題が無くなる。ベトナムが希望するWTOメンバーシップは、11月に予定されているAPECの年次サミットのホストを実行する時期までには調印されているだろう。

3.ベトナムのソフトウェア偽造率が最大

(サイゴンタイムズ・デイリー、2006年5月31日付)

ベトナムでのソフトウェア侵害率は、すでに2003年から2004年にかけて92%から90%へ低下していたが、昨年は、最も高いソフトウェア侵害率であった世界二カ国の内の一カ国であったと最近のIDCレポートが報告している。

ジンバブエとベトナムが同位置で、インドネシア87%、中国、パキスタン86%、ウクライナ85%がそれに続いている。侵害率の低い国は、アメリカ21%、ニュージーランド23%およびオーストラリアとフィンランドの26%であった。

ベトナムは、他の開発途上国と同様に、ソフトウェアの適用に対して増大する必要性と著作権の尊重との間の矛盾と戦ってきたと、ベトナム情報処理協会(VAIP)のエキスパートが匿名を条件に語った。

ソフトウェアを使う必要性のあるベトナム人は多いが、ソフトウェアの価格が高額で買えない。著作権侵害は産業にとって危機であり、また税収の減少にもつながる。しかしながら、教育、エンフォースメントや警察の努力が成果を現し始めたことを示すいくつかの改善現象が見られる、とエキスパートは加えた。

ベトナムでのソフトウェア侵害は深刻であり、省はこの問題をうまく処理するように決定したと郵便・通信上級官僚のVu Duc Dam氏がデイリー紙に語った。著作権侵害の防止は、ソフトウェア産業開発の基盤造りのため、我々の努力を必要とする確固たるアクションでなければならない。

ベトナムの著作権侵害が、現在から2009年までに10%減少すれば、4,000の職、10億USドルのGDP、4,300万USドルの税金と7億2,600万USドルの歳入を創るであろうとビジネスソフトウェア協会(BSA)の報告書は記している。

4. ソフトウェアメーカーを混乱させた知的財産法

(サイゴンタイムズ・デイリー、2006年5月31日付)

多くの地元ソフトウェア企業は、依然として、事業運営の中で如何に新たに通過した知的財産法を適用していくのか疑問を持っているという声が、ホーチミン市で開催されたセミナーで聞かれた。

企業のオーナーは、明らかに知的創造の成果である商品分野において、従業員やビジネスパートナーをどのように取扱うかという課題をセミナーで投げかけた。

主な混乱のひとつは、あらゆる出願を保護するとしている特許および著作権に関連したものであ

る。セミナーでは、多くの企業が両者の違いを言えなかった。

「もし、私が当社のプログラマーを会社のソフトウェアの著作者として登録した場合、他社においてソフトウェアを再生するために著作権を使用する際、私に問題が発生しますか？」とソフトウェア会社のオーナーが質問した。「彼らが著作者の権利を利用することで我々を訴えることになったり、ソフトウェアへ改良を施すことから我々を守ったりすることになるか？」と他の人が質問した。著作権は、著作者に作品を保護する権利を与えることで、その結果、いかなる人も法的に著作者の同意無くしてソフトウェアを変更することはできない、と講座インストラクタDao Minh Duc氏は語った。

「しかし、著作者はその様な変更が彼または彼女の名誉を傷つけたと証明する必要があるか」とホーチミン科学技術サービスの知財部長でもあるDuc氏が語った。一方、企業はソフトウェアプログラムの所有権を留保することが可能である。もし、企業がソフトウェア特許を所有しているなら、その創作に関与した人が他で複製することはできない、とDuc氏は付け加えた。

昨年末に、ベトナムは、依然として世界条約と比較していくつかの相違はあるものの、知的財産法にかかる第一段階の法を通過させた。

プログラマーが会社のために書いたアプリケーションの所有権は、ベトナムでは異質に扱われる。企業のためにソフトウェアモジュールを書くことが仕事であるプログラマーは、外国では一般的に、ソフトウェアの著作者として認められない、とDuc氏が語った。

インド

2006年5月ニュース

1. インドは、FDIと著作権の水準を高める必要がある
2. インドはIPR立法の改善されたエンフォースメントが必要とマイクロソフト
3. アメリカ、デリーに「IPR大使館員」を配置予定
4. 特許申請プロセスがより迅速に
5. IPR保護のアメリカ - インド連合が議題となる
6. 無策が映画、音楽産業に大きな損失をもたらす
7. アメリカは、インドにIPR保護のパートナーを求める
8. ポカリのGI登録
9. カマル・ナス大臣がIPR局をオープン
10. 2年間に差押えた模倣品は3億ルピア相当

1. インドは、FDIと著作権の水準を高める必要がある (フィナンシャル・エクスプレス、2006年5月3日付)

インドは、外国直接投資 (Foreign Direct Investment: FDI) 基準をさらに自由化し、アメリカ投資に魅力を示すための知的財産権関連事項に取り組む必要がある、アメリカ商務省のFranklin・L・Lavin通商担当次官が語った。

「活気ある知的財産権 (IPR) 体制は、創造的で技術的に進んだインド経済の発展に重要である」、
「インドのFDI政策は、より多くの外国企業に許可を与え、国内外企業に対して公平な立場を保障するために、よりフレキシブルであるべきだ」とLavin次官はインド商工会議所での会合で語った。

また、アメリカは、世界クラスのIPR体制を構築するプロセスを助成するため、インドに代表を派遣する決定を行ったと付加えた。そして、インドは、両国経済間にある二国関係をより改善するために、農業関税の引下げ、活気あるIPR体制、外国投資への小売部門の開放を実施する必要がある。新しい米国商務サービス事務所をコルカタにまもなく開設し、インド - アメリカ貿易は今後三カ年で400億USドルの目標を設定するであろう。さらに、インドは薬品の研究開発でグローバルリーダーになり得るとも指摘したが、IPR法が世界クラスになるまで、R&Dは他の場所で行われるだろうとのことである。

2. インドはIPR立法の改善されたエンフォースメントが必要とマイクロソフト (アジア・インフォーカス、2006年5月9日付)

インドは、知的財産権 (IPR) に関して強い法律があるが、偽造のような漏洩をチェックする適切なエンフォースメント手段が欠けている、とマイクロソフト関係者が語った。

「インドIPR法はきわめて強力であるが、エンフォースメントの強化が必要である」と同社の南アジア大洋州地域コンサルタント (法務担当) のTim・Dwyer氏が、インドIPR法の適正を問われた際に語った。

「政府は、子供達に認識させるために、サイバーセーフティのようなIPR教育を学校カリキュラムに入れることが可能か調査すべきである。」

「また、警察で未処理となっている事件の非常に多くの数が、IPR関連事項に焦点が当てられたものであることを隠している」とも同氏は語った。

3. アメリカ、デリーに「IPR大使館員」を配置予定

(ヒンデウ、2006年5月9日付)

知的財産権（IPR）領域でのインド - アメリカの協力強化の一環として、アメリカ政府は、今後数年の間、ニューデリーのアメリカ大使館に、「IPR大使館員」として経験豊富なアメリカ特許商標庁（USPTO）の弁護士を配置する決定を行った。

弁護士の業務は、IPRにおけるインド-アメリカの協同を促進することに特化されるであろう。アメリカは、インド及び他国の効果的なIPR保護を履行するための能力構築の支援として、相当な資源を投入してきた。

「また、我々は資源の許す範囲内で、IPRエンフォースメントを支援するためにFBI、法務局および税関とともに業務を行う。」

Jardine氏は、アメリカ政府がより強力なIPR保護の能力構築を支援するために、今年、インドに充てられる重要なアメリカの技術援助をいかに最良な方向に向けられるか、といったこともインド政府とともに検討を進めてきたと語った。

さらに、「知的プロセス」によって創作されたすべての製品に対して特許、著作権および商標の強い保護を付与し始めることによって、インドは、21世紀にワールドクラスのサービス領域を抱えた革新的な技術のグローバルプレーヤーとしての道を確実に歩んでいくだろうとしている。

4. 特許申請プロセスがより迅速に

(エコノミック・タイムズ、2006年5月12日付)

政府は、特許（改正）規則 06を発行することによって、特許出願の手続きを短期間にするフレームを導入した。新ルールは、特許庁の機能に一層の透明性および分散化を導入する。この動きは、世界貿易機関（WTO）へのコミットメントに沿った物質特許導入に続くものである。

「特許法の進展は、特許庁機能の透明性および分散化を導き、手続きの単純化とユーザーフレンドリーな商工業省を作り上げた」とKamal Nath氏は語った。

特許（改正）規則 06によって通達された変更としては、特許出願は、18カ月の法定期間経過後、1ヵ月以内に公開される。早期公開請求があった場合は、出願は、請求日から1ヵ月以内に公開される。発行された政府官報によれば、このステップは、従来不確定であった公開日について、確実性という要素を取り入れることになるだろう。更に、特許出願の透明性を実効性あるものとする、および時間的拘束をもった処分を実施する観点から、明確なタイム・フレームが特許庁の各種活動に定められている。

特許出願は、審査請求後1ヵ月以内に審査官に提示されねばならないため、管理官は審査請求提出後1ヵ月以内に、審査請求の受理に関する結論を出さねばならない。加えて、最初の「審査レポート」は、特許審査請求日の6ヶ月以内に発行されなければならない。

特許行政を容易化すると同様に分散化するために、あらゆる特許関連業務がコルカタ、チェンナイ、デリーおよびムンバイのすべての特許局において実行される。海外への特許出願の許可を与える期間は、わずか21日に短縮された。

よりユーザーフレンドリーにシステムを構築することの模索によって、審査請求のタイムフレームが36から48ヵ月に延長された。一方、登録前異議申立ての時間は、3ヶ月から6ヵ月に延長された。登録前異議申立てに対する応答期間は1ヶ月から3ヵ月に延長され、第一次審査報告の要求に従うための期間が12ヵ月に延長された。

特許（改正）規則 06は、特許弁護士、企業従業員、政府機関および他の利害関係者が係わる諮問プロセスを経て完成した。

5. I P R 保護のアメリカ - インド連合が議題となる。

(フィナンシャル・エクスプレス、2006年5月15日付)

ブッシュ政権は、インドとアメリカが知的財産 (I P R) 保護においてパートナーとなるよう呼びかけた。

インド産業同盟 (C I I) の機能に係わる事項についての議論を経て、アメリカ国際知的財産権コーディネーターであるChris Israel氏は「成長へのパートナーであるインドとアメリカは、I P R 保護においてもパートナーになるべきである。なぜなら、発展し多様化する経済は、知的財産権を保護しなければならないからである」と語った。

同氏によれば、ブッシュ政権は、組織的模倣をターゲットにした「S T O P」と呼ばれる5点のプログラム (five point program) からなる総合戦略を策定した。そのプログラムとは、権利保護のための創作者への権限付与、国境での模倣品差止め努力の強化、企業に対する模倣品・海賊版の刑事責任の追求、産業界との緊密な連携などである。

「知的財産は、繁栄と発明育成のエンジンにパワーを与える燃料である」と同氏は付け加えた。

6. 無策が映画、音楽産業に大きな損失をもたらす

(プレス・トラスト・オブ・インディア・リミテッド、2006年5月17日付)

法律は制定されたが、模倣による巨額の利益を持ち去る海賊行為と深く係わる映画、音楽産業への無対策がコスト高をもたらした。

政府は、エンターテインメント産業の年間損失を170億ルピーと推計している。一方、F I C C I の調査では、総計で、映画産業で200億ルピー、音楽産業で70億ルピーの大損失であったと示唆している。

「イベントやラジオで演奏される音楽のような無体形式のものも含めるのであるなら、音楽の海賊行為へは更に20億ルピーが確実に追加される」と定期的に侵害者への捜索を実施しているインド音楽産業 (I M I) のD'souza氏が語った。「海賊行為が継続的に繁盛する主な理由は、犯罪者を罰するという著作権所有者の役割である行動の欠如である。」と同氏は言う。

「映画産業は、これが損失の原因であると認識している」と映画協会によって反海賊大使として任命されてきた活動家女優のShabana Azmi氏は同意し、年間800本の映画を製作し、ハリウwoodsの倍の規模であるインド映画産業は、海賊版のせいで映画10本を製作する毎に9本分の損失が生じていると指摘した。

「海賊行為は、将来の創造産業、タレントおよび就業の成長を脅す国家的脅威である」とAzmi氏は強調した。

F I C C I の調査はこのことを確証している。海賊行為は、アメリカの製作者やディストリビューターよりもインドの映画産業に対して影響を与えている。すなわち、外国映画は海賊版の20%にすぎず、残りの80%はインド映画である。

D'souza氏は、海賊行為の脅威は一カ国の一部に限定されず国全体に渡って拡散しており、「それは、巧みに組織化された家内工業である。労働者は、平行した分配ネットワークのごとく働いている。」と述べた。

7. アメリカは、インドにI P R 保護のパートナーを求める

(プレス・トラスト・オブ・インディア、2006年5月17日付)

アメリカは、知的財産保護で協同するようインドに求めた。

「進展し、繁栄する経済は、I P R を保護しなければならない。成長におけるパートナーであるイ

ンドとアメリカは、I P R 保護においてもパートナーでなければならない。」と国際 I P R のアメリカコーディネーターである Christian Israel 氏が、バンガロール商工会議所メンバーへの講演で語った。

「知的財産は、アメリカの巨大経済のドライバーであり、アメリカ政府はヘルスケア、エネルギーおよびセキュリティ関連領域で約 1,350 億 US ドルを R & D 活動に費やし、民間企業は 2,000 億 US ドルの投資をしている。」と Israel 氏は述べた。

三日間の訪問期間中に、ニューデリーの貿易代表および政府高官と会見した Israel 氏は、「我々は、インドがどのようにイノベーション、成長及び I P 保護分野においてパートナーになり得るかにつき、様々な人と話してきた。」と語った。

「我々は、インドからの最良な可能性のある特許も歓迎する。また、我々はインドが 157,000 項目からなる伝統知識のデータベースを準備したことを知った。そして、ポスト特許に関連する懸念に対処するワーキング・グループを結成する過程にある。」とも語った。

バスマリック米やウコンのような伝統的なインド産品に対する特許に対価を与えることの理解について、ニューデリーに本拠を持つアメリカ商標弁護士 Dominic Keating 氏は、「そのような産品に対する第二の特許はアメリカが求めてきたものであり、それは基本産品に研究開発を施したものに關係している。」と語った。

伝統的産品の開発と I P R 保護でなされる多大な仕事は、同様にインドの産業界の手助けにもなるだろうと同弁護士は語る。

8. ポカリの G I 登録

(ヒンデウ、2006年5月25日付)

ポカリ(Pokkali)農園集団の代表、農業省の高官、ケララ政府、ケララ農業大学の科学者は、パラボア(Paravoor)タウンホールにおいて、ポカリに対する地理的表示(G I)登録の取得やアラプザ(Alappuzha)、エルナクラム(Ernakulam)及びトウリスア(Thrissur)地区の海岸領域でのユニークな米作プロセス、実務および製造にかかる事項を議論するため、会合を持つ予定である。

ポカリの農民は、地域で成長したマッタの多種米を G I 登録出願したパラカッドの農民グループから G I 登録のきっかけを得た、とケララ農業大学の情報筋が語った。アランムラ・カンナディ(Aranmula Mirrors)が、ケララで地理的表示登録された唯一の製品であることも知った。

地理的表示は、一定地域内の地理的範囲又は地方における生産品あるいは自然産品が、その産地にリンクしてユニークな品質や社会的評判をもつ産品であると認められたマークである。

商品の地理的表示法(登録と保護)は、1999年にインドで成立した。この法律は、登録された地理的表示を他人が許可無く使用することを防止する。G I 法は、法定の人の集団、生産者、組織や当局にしか出願権を付与していないものの、G I 登録は輸出促進や生産者繁栄の促進を可能とする。

ケララ州科学技術及び環境評議会、ケララ農業大学、農業省、ポカリ土地開発局、パラボア近郊のエヒカラ(Ezhikkara)は、G I 登録を目的に協同している。ポカリ米は、塩に抵抗力がある品種で、州の沿岸領域3地域に特有なものである。プロセスとして、農民は、伝統的な手法でポカリの土地を海老の畑に変更した。

ポカリ農民と科学者の会合は、パラボアにて5月4日に開催された。

9. カマル・ナス大臣が I P R 局をオープン

(ステートマン、2006年5月26日付)

カマル・ナス(Kamal Nath)商工大臣は、インド産業およびビジネスの競争力を向上させるため、

知的財産権（ I P R ）を使用する必要性を強調した。

この点は、製品とサービスのグローバル供給源に関する現状のトレンドに照らして、特に正しかったと、ムンバイのアントップ・ヒルに近代的に集約された I P R 局の発足時に大臣は語った。我々の遺産や伝統的知識、豊富な生物資源の多様性や巨大な技術・科学のマンパワーを使えば、我々は効果的に内部の財産能力と遺産を経済成長と開発のために束ねることができ、インドを知識超大国にすることができると大臣は語った。

10. 2年間に差押えた模倣品は3億ルピア相当

(プレス・トラスト・インド・リミテッド、2006年5月30日付)

アメリカは、国家のより強固な知的財産権（ I P R ）保護を強調するが、インド企業は2,000億ルピアと推定される偽造商品マーケットに対抗する主要な攻撃案をすでに打ち出した。

主な企業は、警察および私的探偵社と協同して、模倣品の取締りを始めている。その努力は、過去数年間で4つの都市から3億ルピアに相当する模倣商品の差押さえという結果となって現れた。

デリーが2億1,000万ルピア相当（2005年以降）の差押えでトップにリストされ、続いてムンバイ4,000万ルピア（2003年以降）、チェンナイ3,000万ルピアおよびカルカッタ2,000万ルピアと続く。

2003年以降、ムンバイ警察は256件の事件を検挙し、517人の被疑者を逮捕した。2005年以降、デリー警察は69件の事件を検挙して101人を逮捕した。

A C P 特別刑事支部（商標と著作権）のチェンナイ・K S ・ムラリ(Chennai KS Murali)氏によると、150件の事件を検挙して30人以上を逮捕した。カルカッタ警察は、60件を検挙し100人を逮捕した、とDCPエンフォースメントのシャシカント・ピュジャリ（Shashikant Pujari）氏は述べた。

刑罰として、著作権法および商標法ごとに3年もしくはそれ以上の厳しい実刑と20万ルピアもしくはそれ以上の罰金が課される、とDCPのアプランチ(Apranti)氏が語った。A C P サイバー刑事支部、チェンナイ・S ・バル(Chennai S Balu)氏によれば、警察は、最近、5人のスリランカ人を逮捕した後、偽造クレジットカード詐欺のレイドをした。

Hindustan Lever Limitedのアショク・グプタ(Ashok Gupta)副社長（法務・企業担当）氏は、民間の調査会社を活用することが成功の秘訣だと指摘し、「警察単独ではすべてのアクションを実行することができない。企業のサポートが必要である。そのようなエージェントは、企業と法執行官の橋渡しである。彼らは、I P R 侵害の改革を支援する。」と語った。

そのようなエージェントの一つで有名なものは、ムンバイ拠点のEnforcers of Intellectual Property Rights (EIPR)であり、単独で警察を支援し、警察が現在までに差押えたトータル3億ルピアの模倣品の内、会社に対する模倣品2億1,000万を差押えた。

EIPRのザヒア・カン(Zaheer Khan)会長兼社長によれば、産業界の参加と法の履行者は、模倣の脅威を払拭するために必要なものであるとのことである。

レバノン

2006年5月ニュース

1. CD・ゲームの海賊版が300万ドルに

(デイリ・スター、2006年5月24日付)

レバノン当局は、著作権侵害の撲滅キャンペーンの一部として、100,000枚の海賊版CD・コンピュータゲーム、300万ドル相当を没収した。報道向け声明の中で、警察は海賊版CDやゲームを販売する多くの店を全国的に捜索したと当局が語った。

西側の大使館は、政府に対し、著作権保護の貧弱な記録が世界貿易機関へ参加する機会を阻害することになると警告を与えた。

政府は、知的財産侵害を撲滅すること及び海外に対するレバノンのイメージを改善するため、ソフトウェア企業と協同することを約束した。

海賊版CDおよびコンピュータゲームを販売する店の何店かが、キャンペーンの結果としてビジネスから撤退したことを認めた。

「海賊版CDを家や車に隠し、顔見知りの客が尋ねて来た場合のために商品を持参した」と一人の店のオーナーが匿名で語った。海賊版CDは、オリジナルソフトウェアが300ドルの価格であるところ、1枚5ドル以下で販売されている。

ビジネスソフトウェア協会(BSA)の公式スポークスマンであるアリ・ハラケ(Aly Harakeh)氏は、政府のイニシアティブを賞賛した。

レバノン法によれば、海賊版ソフトウェアを販売した個人は、500万LL(3,333ドル)の罰金に処され、3年の実刑にもなり得る。犯罪が二度目である場合は、罰則は倍にされる。

2. レバノン、対海賊版ソフト戦争で「見事な」前進もたらず。

(デイリ・スター、2006年5月30日付)

安全かつ合法的なデジタル世界を推進する組織であるビジネスソフトウェア協会(BSA)の調査によれば、レバノンは、昨年、年間を通じた国内でのソフトウェア海賊版率を減少させる努力を大きく行なってきたことから、高海賊版率の20ヶ国から外れたとのことである。

IT企業のグローバル市場調査及び予測会社であるIDC(International Data Corporation)によって独立実施された調査によれば、レバノンの海賊版比率は、2004年の75%から2005年は73%に低減した。2005年にレバノンで発生したソフトウェア海賊版の全損失は、3,600万ドルに及んでいる。

レバノンの海賊版レベルは、中近東の平均値57%、グローバル平均の35%のいずれも依然として上回っている。BSA調査によれば、ソフトウェア偽造に起因するグローバル損失は、2005年度では340億ドルとなり、前年を16億ドル上回った。昨年度、偽造比率が大幅なパーセントポイントで低下した国々は、ウクライナの6ポイント、中国、ロシアおよびモロッコの4ポイントであった。

ウズベキスタン

2006年5月ニュース

タシュケント・セミナーでICTにおける著作権保護を議論

(Uzレポート、2006年5月31日付)

「ICT領域における知的財産保護権」に関するセミナーが、タシュケントの国際ビジネスセンターで開催された。

立法省代表のオリイ・マジュリス(Oliy Majlis)氏をはじめ、国の機関および国際組織、情報技術領域及び権利の専門家がこのイベントに参加した。

イベントは、ウズベック通信・情報省、ウズベック国著作権局、特許局、情報技術関連企業協会および国連開発(UNDP)プログラムとの協同によって開催された。

参加者は、著作権、商標権の保護、特許化手続き、ウズベキスタンが国際契約に参加したことの結果、および民間部門の開発に対する知的財産保護制度が存在することのインパクトに関する問題について、見解を表明した。

「著作権保護ガイド」プロジェクトがセミナーで紹介された。この本は、著作権とその保護内容をカバーしている。また、参加者は、知的財産の保護に関する問題を解決する法律の変更と改正の紹介内容にも注意を払った。

UNDPの知識管理及びICTソリューションのアドバイザーであるシェゾド・シェルマトブ(Sherzod Shermatov)氏は、この類のイベントはICTにおける政府機関と民間部門との対話の場であり、このような場がICTに関して存在する問題とその対策を決定する機会となると語った。

ウズベキスタンのUNDPは、著作権の保護に特別な注意を払い、更に、フリーでオープンなソースとして別のソフトウェアの開発を奨励することになる、と同氏は付け加えた。